

2021.6. 27 大分県・大分大学主催「子どもアドボケイト養成研修」

障害児のアドボカシー

堀 正嗣

I .障害児の権利とは



★昔の障害（医学モデル）

「障害」 = 身体的・知的・精神的な機能障害



チェンジ！

★現在の障害（社会モデル）

「障害」 = 社会との間の障害物によって、その能力を發揮する機会を奪われた状態



障害は個人の問題ではなく、社会との関係性の中にある問題であることが定義されています。

社会モデルから見た障害

- ・インペアメント（損傷・しょうがい）：四肢の一部または全部の欠損、あるいは四肢・器官・身体機構の欠陥
- ・ディスアビリティ（障害）：身体的なインペアメントを持つ人のことをまったくあるいはほとんど考慮せず、したがってこれらの人を社会活動の主流から閉め出している社会の仕組みによって生みだされる不利益や活動の制限

物理的・心理的・コミュニケーション・制度

障害者権利条約「第3条 一般原則」 (2006年採択・2014年批准)

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重
- (b) 無差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

障害者権利条約「第7条 障害児の権利」

- 1 締約国は、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。
- 2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

国連子どもの権利委員会一般的意見9号 (2006年) 障害のある子どもの権利

42. 障害児は、家庭、学校、私立・公立の施設（代替的ケアのための施設を含む）、職場ならびにコミュニティ一般を含むあらゆる環境において、精神的、身体的または性的なものであるかにかかわらず、あらゆる形態の虐待をいっそう受けやすい立場に置かれている。しばしば引用される数字であるが、障害児が虐待の被害者となる確率は〔障害のない子どもの〕5倍である。家庭や施設において、障害児は精神的・身体的暴力ならびに性的虐待の対象とされることが多く、また家族にとってはさらなる身体的・財政的負担となることが多いためにネグレクトや怠慢な取扱いもとくに受けやすい。加えて、適切に機能する苦情受理・監視制度にアクセスできないことが、組織的かつ継続的な虐待を助長する。学校でのいじめは子どもが被害を受けやすい立場にさらされる特有の形態の暴力であり、たいていの場合、この形態の虐待では障害児が標的とされる。（平野裕二訳）

ピープルファースト・チルドレンファースト

ピープルファーストは、1973年、アメリカのオレゴン州でひらかれた会議で、ハンディのある当事者が「ちえおくれ」や「知的障害者」とレッテルをはられることがどんなにいやか、ということをはなしあい、「人にどのようにしられたい？」ときかれ、

「わたしたちは『しょうがいしゃ』であるまえに人間だ」とこたえたのがきっかけで生まれました。…中略…

「自分たちのことは、自分たちで決める」という親や職員が決めるのではない『自己決定』からはじまった当事者運動です。

わたしたちは、ピープルファーストをしって、元気がでした。
今までわたしたちがうけてきたことが「差別」なんだとわかりました。
自分たちのことを自分たちが社会にうったえていくことが大切なんだと
わかりました。

(ピープルファーストジャパンホームページより)

II .乳幼児の権利とは

①差別の禁止（2条）

3.乳幼児は条約に掲げられたすべての権利の保有者である。

5.乳幼児期を、未熟な人間が成熟したおとの地位へと向かっていく社会化の時期としてもっぱらとらえる、伝統的考え方からの転換が必要である。条約は、もっとも幼い子どもを含む子どもが人としてありのままに尊重されることを要求している。（国連子どもの権利委員会 一般的意見7号（2007年）乳幼児期における子どもの権利の実施）

①差別の禁止（2条）

1(a) 第2条は、たとえば暴力からの平等な保護が法律ですべての子ども（乳幼児を含む）に保障されていない場合のように、**乳幼児一般に対する差別**がいかなる事由にもとづいても行なわれてはならない。

1(b)**特定の集団の乳幼児**が差別されることはならないということも意味する。女児、貧困下で暮らす子ども、障害のある子ども、先住民族またはマイノリティ集団に属する子ども、移住してきた家族の子ども、親を失った子どももしくはその他の理由で親のケアを欠いている子ども、施設で暮らす子ども、・・・

2. 乳幼児は、その**親に対する差別**の結果によって苦しむ場合もある。たとえば、子どもが婚外子として、もしくは伝統的価値から逸脱するその他の状況下で生まれたとき、または親が難民もしくは庇護希望者であるときなどである。（一般的意見7号・以下同じ）

②子どもの最善の利益（3条）

(a) **個々の子どもの最善の利益。**ある子どものケア、健康、教育等に関するあらゆる意思決定（親、専門家および子どもに責任を負う他の者による決定を含む）において、**最善の利益の原則**が考慮に入れられなければならない。締約国は、乳幼児が、あらゆる法的手続において、その子どもの利益のために行動する者によって独立の立場から代理され、かつ、子どもが意見または好みを表明する力がある場合にはあらゆる場合に意見を聴取されるようにするための条件整備を図るよう、促される。

(b) **集団または利害階層としての乳幼児の最善の利益。**子どもたちに影響を及ぼすあらゆる立法および政策の策定、行政上および司法上の意思決定ならびにサービス供給において、最善の利益の原則が考慮に入れられなければならない。

③生命、生存及び発達に対する権利（6条）

生存および身体的健康の確保は優先課題であるが、締約国は、第6条が発達のあらゆる側面を包含していること、および、乳幼児の健康および心理社会的ウェルビーイングは多くの点で相互依存的であることを想起しなければならない。乳幼児の健康と心理社会的ウェルビーイングはいずれも、有害な生活条件、ネグレクト、配慮に欠けたまたは虐待的な取扱い、および、人間の潜在的可能性を実現する機会の制約によって危険にさらされることがある。とくに困難な状況下で成長する乳幼児に対しては、特段の注意が必要である。

④子どもの意見表明権の保障

14.乳幼児の行為主体性の尊重は、しばしば見過ごされ、または年齢および未成熟さにもとづいて不適切であるとして拒絶されてきた。乳幼児は、未発達であり、基礎的な理解力、意思疎通能力および選択能力さえないと見なされてきた。乳幼児は家庭において無力であり、社会においてもしばしば声を奪われ、目に見えない存在とされている。委員会は、第12条は年少の子どもと年長の子どもの双方に適用されるものであることを強調したい。**もっとも幼い子どもさえ、権利の保有者として意見を表明する資格があるのであり、その意見は「その年齢および成熟度にしたがい、正当に重視され」るべきである。**……略
……乳幼児は、話し言葉または書き言葉という通常の手段で意思疎通ができるようになるはるか以前に、さまざまな方法で選択を行ない、かつ自分の気持ち、考え方および望みを伝達しているのである。

(CRC「一般的意見7号 乳幼児期における子どもの権利の実施」)

III. 障害児・乳幼児のアドボカシー

子ども主導のアドボカシー（事例①）

(Voice ホームページより)

11歳のエリオットは障害児施設で生活しています。エリオットには脳性マヒの障害があり車いすを使っています。またコミュニケーションにも困難を感じています。

「部屋の中でも外でも使える電動車イスが欲しくて施設の職員に訴えたけど、誰もそのために動いてくれなかつた」とエリオットはチャリティ一団体のボイスに訴えました。エリオットの依頼を受けて、ボイスは障害児のために働いた経験のあるフリーのアドボケイトを派遣しました。

エリオットのアドボケイトのジョーは、次のように言っています。

「エリオットの願いを保健福祉サービスで検討して貰えるようになるまでに長い時間がかかりました。エリオットが電動車イスの支給基準に該当するところ行政に分かってもらいましたために、長い時間がかかったからです。またエリオットの車いすは余りにも座り心地が悪かったので、彼にあった車いすを作るアセスメントのために、行政と議論しなければなりませんでした。」

アドボカシーの結果、車いすの予算が確保されました。ジョーの助けなしには、エリオットが行政に働きかけて予算を確保させ、電動車いすを手に入れるのは不可能でした。**⇒権利主張支援・希望実現支援としてアドボカシー**

子ども主導のアドボカシー（事例②） （『アドボカシーってなに？』解放出版社、より）

近えをを長）をま
が伝況と設会ど
ちが状こ施討こられ
た人のる、検な得
も本こすてムうが
どとは弁じテよ答
子」ト代応スの回
に！イでにシそ
時に！イでにシそ
てケ議め（がい
るめボ会求議人と
いやドやの会本
て「アと入る」い
座たんるう議たした
にせみい協し有
ムでまとてま共
一子しえ」けしで
ル様と伝い向弁間
いるう接しに代員
reiよ直ほ善に職
イるう接しに改員
は感は職伝制をつ
もをち、で体ちか
ど安たえ議護持な
子不も考会擁氣ら
るにどと「利な知
あと子か。権安は
のこいいたの不と
害る幼なし設のた
障く、きま施人い
覚てがでしと本て
視つす善案ど、えた。
寄ま改提なで考し

「」と職に人仕容鳥
いた、望本い内
が尋たの室に支た。
ムをつ人別り、し
一かか本ら周どま
ルいな。がのなれ
イよいたな人るら
レらがしけ本すけ
「普たんまか、更受
「えされを後変見
と伝長ら声のにに
るに寮みとそ下う
いう。が」階よ
てよる望ねたをた
いの張要やし屋れ
歩どつうんま部さ
をに引いたりぐ減
下誰をとつなろ軽
緒し廊。毛」かにつし
緒し髪し「こがをの
一まほる人感
とれいてとれ本安
ト、ら怖つるく、不
イみが言えてやの不
ケび子曰伝けと人
ボ再い今に傾こ本
アドがさにんをる
アえ小んさ耳てれ
日、訴「さAに立さ執
日、う、Aていを更美執
後いろのつ思り変直
とこ昌沿の切が海

子ども主導のアドボカシー（事例③）

（『アドボカシー実践講座？』解放出版社、より）

ひとみさんは保育所の5歳児クラス。活発で、保育所にも毎日元気に通っています。けれど、今朝はちょっと元気がありません。母親がそれに気づき、「どうしたの？」と声をかけました。ひとみさんは、「今日はお休みしたいなあ…。だって、先生が怒るから…」と言います。母親は、今日は保育所にアドボケイトの丸谷さんが来所することを思い出し、ひとみさんに「今日はアドボケイトのまるちゃんが保育所に来る日じゃない？ ママに言いにくかったら、まるちゃんに話してみたら？」と提案しました。

その後、アドボケイトは担任保育士とひとみさんが直接話しあう場を設定しました。ひとみさんは、先生が怒っていないかとちょっとドキドキしながら、その場に座りました。担任保育士は「ひとみちゃん、ありがとうございます。これからは、いやだな～って思うことがあったら、いつでも先生に教えてね。そして、こんなことやりたい！って、どんどん言ってきてね」と、ひとみさんに伝えました。ひとみさんはホッとして、にっこりうなずきました。**→願いの実現**

平等なアドボカシー（事例④）

重い自閉症の17歳の若者の事例です。彼は16歳までは母親と一緒に住んでいました。ところが母親に対して攻撃的になつたので、母親が行政に相談して病院に入院して薬の投与を受けることになりました。そして今後は施設入所という方向になっていました。このときに、子どもの意思を確かめるためにアドボカシーの依頼がありました。アドボケイトは十数回病院へ行って話を聞き彼の様子を観察しました。母親や先生が来たときにどのような反応をするかなどです。彼はマカトンで、「家に帰りたい、お母さん恋しい」と訴えたので報告書が作成されました。この事例は裁判所の判断を仰ぐことになりましたが、最終的には自宅で生活できることになりました。⇒**アクセスとコミュニケーションの保障**

平等なアドボカシー（事例⑤）

19歳のアランは重度の身体および知的障害があり、複雑な医療的ニーズをもち、車いすを使用しています。彼のコミュニケーション方法は、主として金切り声をあげることと頭を振り回すことです。何か気に入らないものがあると叩き落としてしまいます。アドボケイトに照会された時、彼は育成を受けている子でした。アドボケイトの主な役割は、児童施設から適切な成人施設に彼が移行するのを支援することであり、成人サービスへの橋渡しをすることでした。アドボケイトはアランのことをよく知っていたので、新しい成人施設の職員がアランの好きなことと嫌いなことを理解し、その結果彼のニーズをより効果的に満たすことができるようすることも役割でした。 →**非指示型アドボカシー**

Knight, A. and Olive, C.M. (2008) Providing Advocacy for Disabled Children, Including Children without Speech, Olive, C.M and Dalrymple, J. eds. *Developing Advocacy for Children and Young people: Current issues in Research, Policy and practice*, Jessica Kingsley Publishers.

平等なアドボカシー（事例⑥）

別紙：「0歳の赤ちゃんの思いをどう受け止めるか」参照

→乳児への非指示型アドボカシー